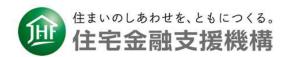
# 賃貸住宅融資

# 子育で世帯向け省エネ賃貸住宅 建設融資

# 物件検査のご案内

物件	-検	査の	手続	<u>ا</u> ر	つ	い	て	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
1		手続(	の流	in	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
2		設計模	食査	に	つ	い	て	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
3		竣工項	見場	検	査	•	適	合	証	明	に	つ	い	て	•	•	•	•	•	•	•	•	Ę
付	録	!	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	7

令和6年4月1日以後借入申込受理用



## 物件検査の手続について

賃貸住宅融資をご利用いただくためには、建設される賃貸住宅について住宅金融支援機構の定める技 術基準に適合していることを確認するため、物件検査の手続が必要です。

物件検査は適合証明検査機関※に申請してください。

また、物件検査には、物件検査手数料が必要です。物件検査手数料は、適合証明検査機関によって異なりますので、ご利用になる適合証明検査機関にお問い合わせください。なお、物件検査手数料は申請者の負担となります。

※ 住宅金融支援機構と協定を締結している指定確認検査機関または登録住宅性能評価機関です。詳しくは住宅金融支援機構ホームページ (https://www.simulation.jhf.go.jp/flat35/kensakikan/index.php)をご覧ください。

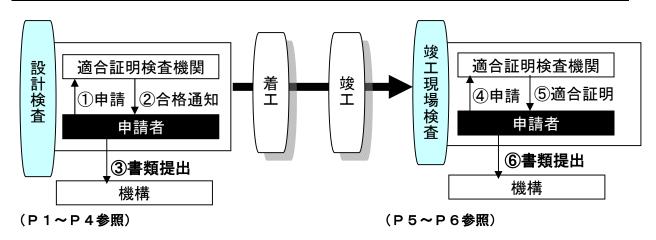


物件検査とは、住宅金融支援機構の定める物件検査方法により確認した範囲において、融資条件である技術基準への適合の可否を判断するために行うものであり、物件検査の申請者に対して住宅の施工上の瑕疵がないことや住宅の性能を保証するものではありません。



検査機関では、物件検査の申請内容と機構への借入申込内容との照合は行って おりません。物件検査の申請にあたっては、機構への申込み内容をご確認の上、 ご申請ください。

## 1 手続の流れ



## 2 設計検査について

設計検査とは、建設される賃貸住宅が住宅金融支援機構の定める技術基準に適合していることを 設計図書等により確認する手続です。

#### (1) 設計検査の申請時期

原則として、建築確認申請と同時に申請していただきますが、着工後でも申請は可能です。

#### (2) 設計検査申請時の提出書類

提出書類	提出部数					
① 設計檢查申請書(賃貸住宅)(第一面~第四面)[適賃工第1号書式] (※1)	2					
② 設計図書((3)「設計図書」参照)	2					
③ 設計内容説明書(省エネルギー性)(※1)(※2)	2					
● ZEHに関する書類 (金利引下げ制度を利用する場合) (※3)						
•BELS評価書(住棟評価) (写) (※4)	2					
・一次エネルギー消費量算定プログラムの帳票	2					
● 長期優良住宅に関する書類 (金利引下げ制度を利用する場合) (※5)						
・長期優良住宅に係る認定通知書(写)(※6)	2					
・長期使用構造等の確認申請書 (写) (※7)	2					

- ※1 書式については、住宅金融支援機構のホームページからダウンロードできます。 (https://www.jhf.go.jp/loan/kijyun/kensetsu\_chintaichintai.html)
- ※2 設計住宅性能評価書等の第三者機関が交付する評価書等により断熱構造基準への適合が確認できる場合は、提出不要です。
- ※3 設計検査申請時に提出できない場合は、竣工現場検査・適合証明申請時までに提出することが 必要です。
- ※4 ③設計内容説明書(省エネルギー性)(建築物エネルギー消費性能基準、トップランナー基準又はZEH基準用)によりZEH基準への適合が確認できる場合は、BELS評価書に代えて当該書類の提出でも差し支えありません。
- ※5 設計検査申請時に提出できない場合は、適合証明交付前までに提出することが必要です。
- ※6 令和4年10月1日改正後の、長期使用構造等とするための基準に適合する住宅に限ります。
- ※7 長期優良住宅に係る認定書に記載の申請年月日が令和5年4月1日以後の場合は、提出不要です。
- ! 上記の他、検査に必要となる書類の提出を、適合証明検査機関から求められる場合があります。
- ! 機構承認住宅(設計登録タイプ)の場合、提出書類が一部異なります。詳しくは、設計 検査必要書類チェックシート(P8)をご覧ください。
- [!] 設計検査において、機構への借入申込時から計画変更(敷地、戸数、階数、構造、ZE H・長期優良住宅の取止め等)がある場合は、最後のページの「賃貸住宅融資ご相談窓口」 に連絡をお願いします。

#### 機構承認住宅(設計登録タイプ)とは・・・

住宅金融支援機構の定める技術基準に適合する住宅のうち、同一の型式を繰り返し供給する プレハブ住宅等をあらかじめ承認し、その設計図書を登録した住宅です。

機構承認住宅(設計登録タイプ)の場合は、物件検査申請書類の一部を省略できます。

### (3)設計図書

(2) の表中の「②設計図書」とは次の書類です。

書類名	明示する事項等					
付近見取図	方位、道路及び目標となる建物(現地に行く目安となる事項)					
配置図	縮尺、方位、敷地の境界線、敷地内における建築物の位置、申請に 係る建築物と他の建築物との別、擁壁並びに敷地に接する道路の位 置及び幅員など					
平面図	縮尺、方位、間取、各室の用途、壁の位置及び種類、開口部及び防 火戸の位置、断熱材の種類及び厚さ並びに点検口の位置など					
立面図 (2面以上)	縮尺及び開口部の位置など					
矩計図	縮尺、断熱材の種類及び厚さなど					
住宅の床面積等 計算図	対象住宅部分の一戸当たりの床面積及び延べ面積、その他住宅部分の一戸当たりの床面積及び延べ面積、非住宅部分の延べ面積の計算図					
敷地面積 計算図	敷地面積の計算図					
既存建築物の床 面積計算図	既存建築物がある場合のみ。 既存建築物の床面積の計算図 (住宅部分及び非住宅部分に区分したもの)					
断面図	縮尺など					
仕様書(仕上表 を含む)	品質、成分、性能、精度、製造や施工の方法、部品や材料のメーカ ーなど図面に明示しきれない事項を記載したものなど					

## (4) 設計検査合格後の交付書類

設計検査に合格すると、次の書類が交付されます。機構提出用書類については、速やかに機構に提出してください。

#### (申請者保管用書類)

交 付 書 類
設計検査に関する通知書(賃貸住宅)(申請者用)[適賃工第2号書式]
設計検査申請書(賃貸住宅)(副本)[適賃工第1号書式]
設計図書等 (副本)
設計内容説明書(省エネルギー性)(副本)

(機構提出用書類)

#### 交付書類

設計検査に関する通知書(賃貸住宅)(住宅金融支援機構提出用) [適賃工第3号書式]

### (5) 設計検査合格後に計画の変更を行う場合

設計検査合格後に計画の変更を行う場合は、竣工現場検査申請書の「計画に関する変更内容又は連絡事項」の欄に変更内容を記入し、変更部分の図面と併せて竣工現場検査申請時に適合証明 検査機関へ提出してください。

ただし、大きな計画変更(敷地、戸数、階数、構造、ZEH・長期優良住宅の取止め等)がある場合は、あらかじめ最後のページの「賃貸住宅融資ご相談窓口」にご相談ください。

## 3 竣工現場検査・適合証明について

竣工現場検査とは、建設される賃貸住宅が機構の定める技術基準に適合していることを、竣工した現場において確認する手続です。

#### (1) 竣工現場検査・適合証明の申請時期

竣工現場検査の申請時期は竣工後です。

※竣工現場検査の申請は、検査機関の担当者と具体的な日程をあらかじめ打合わせのうえ、検 査希望日の1週間前までに行ってください。

#### (2) 竣工現場検査・適合証明申請時の提出書類

提出書類	提出部数
① 竣工現場検査申請書·適合証明申請書(賃貸住宅)(第一面~第四面) [適賃工第4号書式]	2
② 検査済証(写)  ○竣工現場検査・適合証明申請と完了検査申請が同一機関の場合  →提出不要  ○竣工現場検査・適合証明申請と完了検査申請が別の機関の場合  → (検査済証交付後)検査済証(写)  ※ 竣工現場検査に関する通知書・適合証明書の交付は、検査済証(写)の 提出後になります。	1
③ 工事内容確認チェックシート(賃貸住宅融資(省エネ住宅))	2

※①、③の書式については、住宅金融支援機構のホームページからダウンロードできます。 (https://www.jhf.go.jp/loan/kijyun/kensetsu\_chintaichintai.html)

- ! 上記の他、検査に必要となる書類の提出を、適合証明検査機関から求められる場合があります。
- ! 機構承認住宅(設計登録タイプ)の場合、工事内容確認チェックシートが異なります。詳しくは、竣工現場検査・適合証明必要書類チェックシート(P9)をご覧ください。

#### (3) 竣工現場検査合格後の交付書類

竣工現場検査に合格すると、次の書類が交付されます。機構提出用書類については、速やかに 機構にご提出ください。

(申請者保管用書類)

交付書類

竣工現場検査に関する通知書・適合証明書(賃貸住宅)(申請者用) [適賃工第5号書式]

適合証明書付表1 (賃貸住宅) [適賃工第4号書式]

適合証明書付表2(賃貸住宅)[適賃工第4号書式]

竣工現場検査申請書・適合証明申請書(賃貸住宅)(副本)[適賃工第4号書式]

工事内容確認チェックシート (賃貸住宅融資(省エネ住宅)) (副本)

(機構提出用書類)

交付書類

竣工現場検査に関する通知書・適合証明書(賃貸住宅)(住宅金融支援機構提出 用)[適賃工第6号書式]

適合証明書付表1 (賃貸住宅) [適賃工第4号書式]

適合証明書付表2(賃貸住宅)[適賃工第4号書式]

# 付 録

設計検査必要書類チェックシート・・・・・・・	•	•	• •	•	•	•	•	•	•	•	٠ 8
竣工現場検査・適合証明必要書類チェックシート・	•	•	• •	•	•	•	•	•	•	•	• 9
物件検査申請書の記載要領・・・・・・・・・	•	•		•	•	•	•	•	•	•	• 10

# 設計検査必要書類チェックシート

## 提出書類

ш	*3
ᄑ	-88
灭	ᄱ

設計検査申請書(賃貸住宅)(第一面~第四面) [適賃工第1号書式]	2 部
設計図書(正本・副本)(下表参照)	2 セット

#### 設計図書等

通常	機構承認住宅(設計登録タイプ)	設計図書等の種類	
		付近見取図	
		配置図	
		平面図	
		立面図(2面以上)	
		矩計図	
		住宅の床面積計算図(対象住宅部分の一戸当たりの床面積、延べ面積、その他住宅部分の一戸当たりの床面積、延べ面積、非住宅部分の延べ面積)	
		敷地面積計算図	
(□)	(□)	既存建築物の床面積計算図(既存建築物がある場合に限ります。)	
		断面図	
		仕様書、仕上表等	
		省令準耐火構造の場合は次のいずれか	2 セット
(□)		□機構編著の住宅工事仕様書(木造住宅、枠組壁工法住宅) □「機構承認住宅(省令準耐火構造タイプ)承認一覧」に該当する工法 の特記仕様書 □省令準耐火構造の仕様が確認できるもの	(正本· 副本)
		住宅金融支援機構承認住宅承認書(写)	
		構造に応じた次のいずれかの適合仕様シート	
		<ul><li>□ 耐火構造適合仕様シート</li><li>□ 省令準耐火構造適合仕様シート</li><li>□ イ準耐火(1 時間)構造適合仕様シート</li><li>□ イ準耐火(45 分)構造適合仕様シート</li><li>□ ロ準耐火構造適合仕様シート</li></ul>	
		設計内容説明書(省エネルギー性)(※)	
		金利引下げ制度を利用する場合は次のいずれか	
(□)	(□)	□ ZEHに関する書類 (BELS評価書(写)等) □ 長期優良住宅に関する書類 (長期優良住宅に係る認定通知書(写)等)	
		その他検査に必要となる書類	

<sup>※</sup> 提出が必要な設計内容説明書(省エネルギー性)は、「適合させる断熱構造の基準」及び「構造」により異なります。なお、設計住宅性能評価書、第三者機関の交付する評価書等により断熱構造等の基準への適合が確認できる場合、設計内容説明書(省エネルギー性)の提出は不要です。また、機構承認住宅(設計登録タイプ)の場合は、外皮の断熱性能計算書及び一次エネルギー消費量に係る計算書を提出してください。

# 竣工現場検査・適合証明必要書類チェックシート

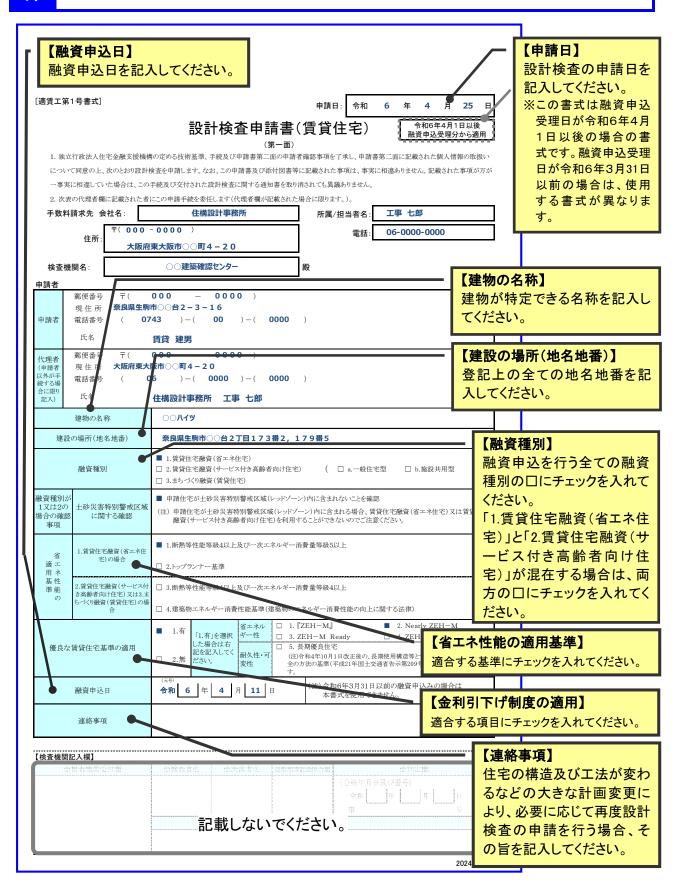
# 提出書類

通常	機構承認住宅 (設計登録タイプ)	提出書類							
	□ 竣工現場検査申請書·適合証明申請書(賃貸住宅) (第一面)~(第四面) [適賃工第4号書式]								
		検査済証の写し							
		工事内容確認チェックシート(賃貸住宅融資(省エネ住宅))設計登録タイプ以外用							
		工事内容確認チェックシート(賃貸住宅融資・まちづくり融資(賃貸住宅)) 設計登録タイプ用							
	□ その他検査に必要となる書類								

# 物件検査申請書の記載要領

設計

#### 設計検査申請書(賃貸住宅)(第一面)



# 設計検査申請書(賃貸住宅)(第二面)

				一 【照会先】 申請者又は代理者と異なる場合 は、申請住宅の担当者の連絡							
	[適賃	鸗工第1号書⋾	設計検査申請書(賃貸住 <sup>(第二面)</sup>	先を記入してください。 令和6年4月1日以後 融資申込受理分から適用							
	工期	着工予定日	<b>令和</b> 6 年 5 月 20 日 竣工予定日	(元劳) <b>令和</b> 7 年 2 月 10 日							
	建築主	建築主名									
L	*	郵便番号・住	所 〒 ( )-( )								
	1	名称·電話番	(	) - ( ) - ( )							
	照会先 ※	郵便番号•住									
	《 由語者	区分	□ 1.設計者 □ 2.工事監理者 □ 3.工事記 □ 5.販売代理 □ 6.その他( □ 5.販売代理 □ 5.販売代理 □ 5.販売代理 □ 6.その他(	負者 □ 4.事業主 ) )							
	(2)貸 申判で 申。当 人 個 1	敷地面積流 1, 資性 宅融資の要 調請住宅についに 調請住宅にために にいます。 調請住宅の建築が、 調請住宅の建築が、 関係では、	する業務の内容及び目的	で、融資条件である技術基準への適合の可否 宅の性能を保証するものではないことを承知 にによる届出(建築行為に係る届出に限りまなかった旨の公表の措置を受けている場合は							
	1 個人情報を利用する業務の内容及び目的 検査機関は、個人情報の保護に関する法令に基づき、申請者(以下「お客さま」といいます。)から提供を受けた個人情報を次の業務 及び利用目的の達成に必要な範囲で利用いたします。 (1) 業務内容 ア 住宅に関する検査を行い、機構融資に関する技術的基準に適合することを証明する業務(以下「適合証明業務」といいます。) イ その他これらに付随する業務 (2) 利用目的 設計検査の申請に際して取得した個人情報は、次の目的で利用します。 ア 検査機関が行う適合証明業務の実施のため イ お客さまとの契約や法律等に基づく権利の行使や義務の履行のため ウ その他お客さまとのお取引を適切かつ円滑に履行するため 2 機構等への個人情報の提供 検査機関は、個人情報の保護に関する法律(平成15 年法律第57号)第27条第1項各号に掲げる場合を除き、お客さまから提供を受 けた個人情報の保護に関する法律(平成15 年法律第57号)第27条第1項各号に掲げる場合を除き、お客さまから提供を受 けた個人情報の保護に関する法律(平成15 年法律第57号)第27条第1項各号に掲げる場合を除き、お客さまから提供を受 けた個人情報の保護に関する法律(平成15 年法律第57号)第27条第1項各号に掲げる場合を除き、お客さまから提供を受 にし、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第27条第1項各号に掲げる場合を除き、お客さまから提供を受 は、個人情報の保護に関する法令に基づくお客さまの同意を得た上で、次表のとおり利用目的の達成に必要な範囲内で個人情報を機構等に提供することがあります。										
	個人情	報の提供先	提供先の利用目的	提供する個人情報							
		機構	・適合証明業務の適切かつ円滑な実施のために必要な情報の収集等 ・機構が行う融資の対象となる住宅等の審査及びその他の事務 ・住宅ローンや住宅関連の情報提供・市場調査や分析・統計の実施 ・アンケートの実施等による機構に関連する商品やサービスの研究・開発	設計検査申請書に記載されたお客さまの 属性(氏名、住所、電話番号等)、申請に 関する住宅情報(所在地、構造、面積、仕 様等)							

2024年4月

## 設計検査申請書(賃貸住宅)(第三面)

					1				
	Г3. Г6.	<b>≸造】</b> 準耐火」は、省令準耐火村 まちづくり省令準耐(耐久 資(賃貸住宅)の場合のみ	性)」は、	まちづくり			【戸建型式】 「1.一戸建て」は、まちづくり融資(賃貸)の場合のみ選択できます。		
[適賃工賃	第1号書式]	設計検査申請書	( <b>1 ( 1 )</b>	- 字 )		E4月1日以後	0007 ZEJN CC & 7 °		
		第三面		<del></del>	融資申込	受理分から適用	【階数】 建築確認と同じ階数を		
建物@ 構造等	<sup>等</sup> 戸建型式	□ 3.準耐火(6・元除く。) ■ 5.耐火 □ 5.耐火 □ 2.連続建て □ 3.重ね建て	階数 住宅総戸数	地上 3	階 地下	5 戸	記入してください。		
	まちづくり融資 (賃貸)の場合のご 敷地面積	y □ 1.一戸建て ■ 4.共同建て ■ 4.共同建て ■ 1. m²	棟 数			1 棟	【住宅総戸数】		
	工法	□ 1.在来木造 □ 2.プレハブ(木		プレハブ(鉄骨系) 丸太組構造	□ 4.プレハブ (コン州) ■ 7.鉄骨造・RC		「対象住宅の戸数」と、「その他の住宅の戸		
イプ)	承認住宅(設計基録を の場合 と等の融資有無 ※2			承認番号(		東(グループ)	数」の合計戸数を記入 してください。		
※1 建物 ※2 非住 機材 適	のの構造について、6 主宅等の融資対象・融 構に融資申込みした。 用されますのでご注意	まちづくり省令準耐(耐久性)」を選択する場合 資対象外の選択について 「容に従い記入してください。なお、非住宅等か	は、「3.準耐火(6. ぶ融資対象となる場	.を除く。)」欄を選択	ないでください。		【棟数】 賃貸住宅の棟数を記入 してください(駐輪場 等は除きます)。		
		区分		戸数	面和	₹(m²)			
	:宅 住宅融資(省エネ住宅) くり融資(賃貸住宅)	対象性宅の1戸当たりの床面積合計[A] 対象性宅の延べ面積 [(A×と率※3)=B] 又は [A+共用部分等の実測面積=B]	14戸	9 3	<u> </u>	【戸数・面積】 第四面記載の戸数及び 床面積の合計と一致し ていることを確認して			
	非住宅	E 非住宅部分の延べ面積[E]		-		m m	ください。		
非住宅等	その他住宅 (賃貸住宅の所	その他住宅の1戸当たりの床面積合計[C]			8	1 5 9 m			
	有者の自宅、	その他住宅の延べ面積[(C×定率 ※3)=D	]	-	9	2 1 9 m²	【 <b>敷地面積】</b> 建築確認と同じ敷地面		
Щ_		非住宅等の延本面積の合計[(D+E)=F]					積としてください(複数		
※3 完落	<b></b> <b></b> ここのいて	建物全体の延べ面積[(B+F)=G]			1 0 2	3 5 8 m²	棟の住宅がある場合は その合計を記入してくだ		
1戸	<ul><li>当たりの床面積の合</li><li>共同建てで地上階替</li><li>共同建てで地上階替</li></ul>	計から延〜 面積を算定する際の定率は次のとま 6階以上 D場合は、1.31 5階以下 D場合は、1.13 D場合は、1.00 (割増なし)	<b>მ</b> ე				さい)。		
<面積要 1F に に く 複数棟 複数棟	<ul> <li>■ 前標要件についての注意事場</li> <li>1戸当たりの床面積、敷地面積、対象住宅の延べ面積、建物全体の延べ面積に占める非住宅においては申請された面積が適切に算定されていることのみを確認しております。下限値等の</li> <li>(複数棟一括申請の場合について)</li> <li>複数棟一括申請の場合について)</li> <li>複数棟一括申請の場合で、棟により、戸建型式、構造、階数、工法が異なるときは、それぞれで積、検数及び床面積を(総計)を記載)を作成してください。</li> </ul>								
	タイプ)( 宅(設計登 認番号を記	の場合で機構承認住宅( ※)である場合は、「機 録タイプ)の場合」の会 入してください。 らかじめ工法等について 宅	構承認住 社名、承		延べして、重点では、重点では、重要を表現である。 はい	Jの床面積の は、これで で で で は で で き で で き で で き で で き で で き で で き で で り き で り の り の り の り の り の り の り の り の り の り	<b>易</b> 合		
					てください		O. 2.0. MAII - 7FILI OC L		

設 計

# 設計検査申請書(賃貸住宅)(第四面)

賃工第1号書式]	設計検査申請	書 (賃貸住宅)	令和6年4月 融資申込受理		
【対象住宅床面積素	(	(第四面)			A <mark>たりの床面積】</mark> イプごと、融資種別ごとに住
対象住戸 タイプ名	SLAW GERAL A	1戸当たりの 床面積(a) 「戸数 (b)	計 (a) ×		戸あたりの床面積(専有面積 してください。
(記入例) Aタイプ	融資種別名	8 0 0 2 m 2 0	戸 1 6 0 0		
A タイプ	■ 1.賃貸住宅融資(省エネ住宅) □ 3.まちづくり融資(賃貸住宅)	6 1 3 0 m² 1 0	戸 613	<b>0</b> 0 m <sup>2</sup>	
Bタイプ	■ 1.賃貸住宅融資(省エネ住宅) □ 3.まちづくり融資(賃貸住宅)	5 2 8 1 ㎡ 4	戸 2 1 1	<b>2 4</b> m²	
	□ 1.賃貸住宅融資(省エネ住宅) □ 3.まちづくり融資(賃貸住宅)	nf nf	戸	. m²	
	□ 1.賃貸住宅融資(省エネ住宅) □ 3.まちづくり融資(賃貸住宅)	nd l	F L	. m²	
	□ 1.賃貸住宅融資(省エネ住宅) □ 3.まちづくり融資(賃貸住宅)	n² l	戸	. m²	
	□ 1.賃貸住宅融資(省エネ住宅) □ 3.まちづくり融資(賃貸住宅)	n²	戸	. m²	
	□ 1.賃貸住宅融資(省エネ住宅) □ 3.まちづくり融資(賃貸住宅)	n²	戸	. m²	
	□ 1.賃貸住宅融資(省エネ住宅) □ 3.まちづくり融資(賃貸住宅)	n² l	戸	∐ I m²	
	□ 1.賃貸住宅融資(省エネ住宅) □ 3.まちづくり融資(賃貸住宅)	m <sup>d</sup>	戸		他住戸】 宅の所有者の自宅や借入れる
	□ 1.賃貸住宅融資(省エネ住字 □ 3.まちづくり融資(賃貸住字	m² l	戸	対象条	件を満たさない小規模住戸等
その他住宅床面積	表】				て記載してください。 事務所などの非住宅部分につ
	その他住戸 タイプ名等	1戸当たりの 戸数 床面積(a) (b)	計 (a)×		記載不要です。
	(記入例) Aタイプ 賃貸住宅の所有者の自宅等	8 0 0 2 m² 2 0	戸 1 6 0 0	) . 4 0 m²	
C 5	イプ (賃貸住宅オーナー住宅)	8 1 5 9 m 1	戸	L 5 9 m²	
		nî l	戸	. m²	
		m² L	戸	. m²	
		m² l	F L L	. m²	
) 非住宅部分につい ) 賃貸住宅融資(サー	ては記載不要です。 ビス付き高齢者向け住宅)の場合は添付不要です。	,	<u>'</u>		`

# 竣工現場検査申請書(賃貸住宅)(第一面)

・	【申請日】 竣工現場検査の申請日を
住所:	建物が特定できる名称を記入し
住所:   大阪府東大阪市○町4-20   検査機関名:   ○   全線確認センター   殿   単請者   電話番号 ( 0743 ) - ( 00 ) - ( 0000 )	建物が特定できる名称を記入し
大阪府東大阪市○町4-20         検査機関名:       ○ 建築確認センター         郵便番号 〒( 000 - 0000 )       現住所 奈良県生駒市○台2-3-16         電話番号 ( 0743 ) - ( 000 ) - ( 0000 )	建物が特定できる名称を記入し
郵便番号 〒( 000 - 0000 ) 現住所 <b>奈良県生駒市○○台2</b> - 3 - 16 電話番号 ( 0743 ) - ( 00 ) - ( 0000 )	建物が特定できる名称を記入し
申請者 電話番号 ( 0743 ) − ( 000 ) − ( 0000 )	建物が特定できる名称を記入し
	<del> </del>
<ul> <li>郵便番号 〒( 000 - 0000 )</li> <li>現住所 大阪府東大阪市○○町4-20</li> <li>電話番号 ( 06 )-( 0008 )-( 0000 )</li> <li>氏名 住提表計事務所 工事 七郎</li> </ul>	【建設の場所(地名地番)】 登記上の全ての地名地番を記 入してください。
建物の名称  ② ○ 八十ツ  李良県生駒市 ○ ○ 台 2 丁目 1 7 3 番 2 , 1 7 9 番 5	
建設の場所(地名地番)	【融資種別】 融資申込を行った全ての融資種別の口にチェックを入れてください。 「1.賃貸住宅融資(省エネ住宅)」
省	と「2.賃貸住宅融資(サービス付き高齢者向け住宅)」が混在する場合は、両方の口にチェックを入れてください。
■ 1.有 「1.有」を選択 「1.有」を選択 「1.有」を選択 「1.有」を選択 「2. Nearly ZEH-M 「2. Nearly ZEH-M 「3. ZEH-M Ready 「2. Nearly ZEH-M 「1.有」を選択 「1.有」を表現 「1.有」を選択 「1.有」を選択 「1.有」を選択 「1.有」を選択 「1.有」を選択 「1.有」を選択 「1.有」を表現 「1.有」を選択 「1.有」を表現	「エネ性能の適用基準】 合する基準にチェックを入れてください。
	────────────────────────────────────
内容又は連絡事項	【計画に関する変更内容その他 連絡事項】 軽微な計画変更や連絡事項が あれば記入してください。

竣 I

# 竣工現場検査申請書(賃貸住宅)(第二面)

[適賃1	二第4号書式 立	g工現場検査申請書•適合証明申請。 <sup>(第二面)</sup>	書(賃貸住宅)	
工期	着工日	令和     6     年     5     月     20     日     竣工予定日	(元号) <b>令和 7</b> 年 2 月 10 日	
設計	十検査合格日	(元号) <b>令和</b> 6 年 5 月 16 日 (第 ○○ <b>建道●●●</b> 号)	査機関コード 0 0 0 0 0	
建築主	建築主名			【設計検査合格日】 【設計検査機関コード】
*	郵便番号•	〒( )-( )		「設計検査に関する通知書」に
	名称·電話	5号		記載されている設計検査の合格 日と、設計検査を行った検査機
照会先 ※	郵便番号•何	〒 ( )-( )		関のコード番号を記入してくださ い。
	区分	□ 1.設計者 □ 2.工事監理者 □ 3.工	事請負者 □ 4.事業主	· · · ·
v neta	T7 (+ (b TH) # 1-	□ 5.販売代理 □ 6.その他( 同様の場合は、記載を省略して差し支えありません。	)	
知し (1) (2) に 2 申	立行政法人住宅 でおり、これら 賃貸住宅に関す 敷地面積、1戸 適合しているこ 請住宅について	の適合証明は、機構の定める物件検査方法により確認した範囲において、顧	の定める次の要件に該当する必要があることにつし 延べ面積の合計の割合、建設費等の賃貸住宅融資の 資条件である技術基準への適合の可否を判断する方	【照会先】 申請者又は代理者と異なる場合 は、申請住宅の担当者の連絡 先を記入してください。
3 申、同	請住宅の建築に	請者に対して住宅の施工上の瑕疵がないこと及び住宅の性能を保証するもの 際し、都市再生特別措置法(平成12年法律第22号)第88条第1項の規定によ 5項に規定する市町村長の勧告を受け、これに従わなかった旨の公表の措置 知しています。	る届出(建築行為に係る届出に限ります。)をした者	
1 個検域 (1) アイ (2) アイウ機検三 たこ	を を を を を を を を を を を を を を	る業務の内容及び目的 情報の保護に関する法令に基づき、申請者(以下「お客さま」といいます。 利用いたします。 検査を行い、機構融資に関する技術的基準に適合することを証明する業務 に付随する業務 申請に際して取得した個人情報は、次の目的で利用します。 う適合証明業務の実施のため 契約や法律等に基づく権利の行使や義務の履行のため まとのお取引を適切かつ円消に履行するため 報の提供 情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第27条第1項各号に掲 とはありません。 の保護に関する法令に基づくお客さまの同意を得た上で、次表のとおり利用	(以下「適合証明業務」といいます。) げる場合を除き、お客さまから提供を受けた個人情報	<u>خ</u>
個人情幸	服の提供先 、	提供先の利用目的	提供する個人情報	]
枝	· t <sub>遊楼</sub>	合証明業務の適切かつ円滑な実施のために必要な情報の収集等 構構が行う融資の対象となる住宅等の審査及びその他の事務 宅ローンや住宅関連の情報提供・市場調査や分析・統計の実施 ンケートの実施等による機構に関連する商品やサービスの研究・開発	竣工現場検査申請書に配載されたお客さまの属性等 (氏名、住所、電話番号等)、申請に関する住宅情報 (所在地、構造、面積、仕様等)	

2024年4月

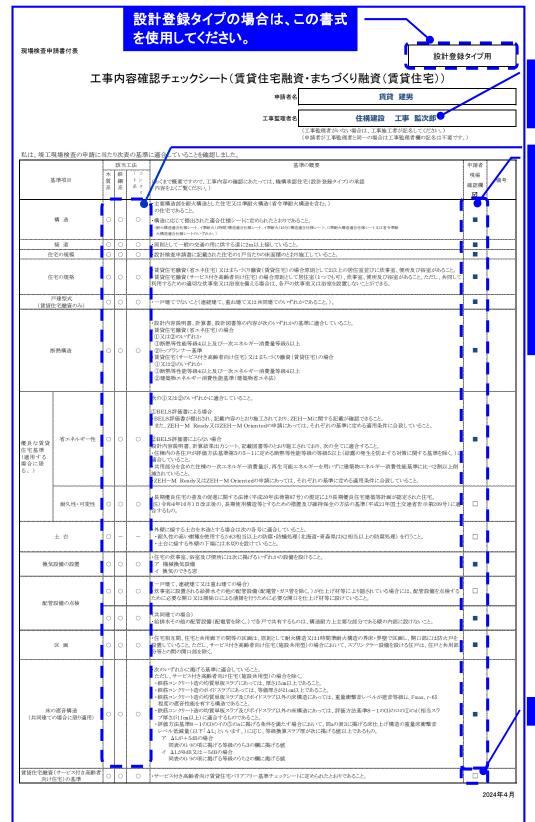
# 竣工現場検査申請書(賃貸住宅)(第三面)

	<sub>-</sub> [	【構造】				
[適賃工第4号		「3.準耐火」は、省令準耐火 「6.まちづくり省令準耐(耐な融資(賃貸住宅)の場合のを	久性)」は、まな選択できま	きす。	/	【戸建型式】 「1.一戸建て」は、まちづ くり融資(賃貸)の場合
70 10 10 10 10		工現場検査申請書・適合証 適合証明書付表1(賃貸付 (第三面)	宝宝)	融資甲心交理分7		のみ選択できます。 【 <b>階数</b> 】
現場検査合	期日)	記載しな	いでくださ	,  o	ᆜ	建築確認と同じ階数を 記入してください。
建物の 構造等	構造 ※1 まちづい 卵酸質 (賃貸)の場合の2 戸建型式 まちづい 卵酸質 (賃貸)の場合の2	□ 2.連続建て □ 3.重ね建て	谐 数 地上 住宅総戸数	3 階 地下 0	階	【住宅総戸数】 対象住宅の戸数とその
	法	5 7 3 8 1 m² □ 1.在来木造 □ 2.ブレハブ(木質) □ 枠組壁工法(ツーハ・イフォー工法)	棟 数 系) □ 3.プレハブ( □ 5.丸太組		-	他の住宅の戸数の合計 戸数を記入してください。
非住宅等の ※1 建物の ※2 非住宅等	等の融資対象・融		) 承認番号 複数棟の場合 「3.準耐火(6.を除く。	テ( □ 1.全体総括 □ 2.各棟(グル )」欄を選択しないでください。		【棟数】 賃貸住宅の棟数を記入 してください(駐輪場 等は除きます)。
準が適月 〇床面積表(1 	用されますのでご泊 賃貸住宅融資(サ			面積(㎡)	4	【戸数・面積】 第四面記載の戸数及び 床面積の合計と一致し ていることを確認して
・まちづくり融	資(賃貸住宅) 非住宅	NSKTセルル・山州 [(A×定率※3) = B] 【は[(A+共用部分等の実測面積=B] 非住宅部分の延べ面積[E]	-	9 3 1 3 9	lî m²	ください。 【敷地面積】
非住宅等	その他住宅 (賃貸住宅の所 有者の自宅、	その他住宅の1戸当たりの床面積合計[C]	<b>1</b> 戸	8 1 5 9	╌┸┨┃	建築確認と同じ敷地面積としてください(複数棟
Ш	小規模住宅等)	その他住宅の延べ面積[(C×定率 ※3) = D] 非住宅等の延べ面積の合計[(D+E) = F]	_	9 2 1 9	m m²	の住宅がある場合はそ の合計を記入してくださ い)。
※3 定率に~	ついて	<b>物全体の延べ面積[(B+1))=</b> G]		1 0 2 3 5 8	m²	
<ul><li>・共重</li><li>・共重</li><li>・件に当</li><li>を複数</li><li>を複数</li><li>を複数</li><li>を複数</li><li>を複数</li><li>を複数</li><li>を変数</li></ul>	に同建てで地上階に同建てで地上階は ははないで、連続建すい。 たかの床は申請さい たかの床は申請さい たかの床は申請さい 【工法】 「 録を住宅( 認と る、 不認。 不認。 不認。 不認。 不認。 不認。 不認。 不認。 不認。 不認。	地面積、対象住宅の延べ面積、建物全体の延べ高れた面積が適切に算定されていることのみを確認し等の場合で機構承認住宅)(※)である場合は、「設計登録タイプ)の場合」番号を記入してください。あらかじめ工法等について	面横に占める非住宅 でおります。下限値 (設計登 機構承 の会社	地上1戸6階出たりは 1月6階出たりはのようでは 1月6階出たりはのは 2月7日ででででででです。 2月7日では 2月7日に 2月	面(人は、またものでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ	の合計× 1.31 分等の面積を実測して加 できます。 <u>場合</u>

竣 工

# 竣工現場検査申請書(賃貸住宅)(第四面)

[適賃工第4号書式] 竣工:	現場検査申請書•適合記 <sup>適合証明書代</sup>	才表2(賃貸住宅)	貸住宅)		∓4月1日以後 受理分から適用		
現場検査合格日: (適合証明日)	中和 年 月 百百百百百百百百百百百百百百百百百百百百百百百百百百百百百百百百百百	!載しないでくた	<b>さい</b> 。		Ett		
【対象住宅床面積表】						<b>'</b>	
対象住戸 タイプ名	五本次 4新口川 ケ	1戸当たりの 床面積(a)	戸数 (b)	(;	計 a)×(b)		
(記入例) Aタイプ	融資種別名	8 0 0 2 m	2 0 戸	1 6	0 0 4 0 m²		
Aタイプ	■ 1.賃貸住宅融資(省エネ住宅) □ 3.まちづくり融資(賃貸住宅)	6 1 3 0 m²	10戸	6	1 3 0 0 m²		
Bタイプ	■ 1.賃貸住宅融資(省エネ住宅) □ 3.まちづくり融資(賃貸住宅)	5 2 8 1 m²	4 戸	2	1 1 2 4 m²		
	□ 1.賃貸住宅融資(省エネ住宅) □ 3.まちづくり融資(賃貸住宅)	m²	□□戸		l m²		
	□ 1.賃貸住宅融資(省エネ住宅) □ 3.まちづくり融資(賃貸住宅)	m²	戸		【1 <b>戸当た</b> 住戸タイ	-	<b>)床面積】</b> ごと、融資種別ごとの住
	□ 1.賃貸住宅融資(省エネ住宅) □ 3.まちづくり融資(賃貸住宅)	m²	戸				こりの床面積(専有面積)
	□ 1.賃貸住宅融資(省エネ住宅) □ 3.まちづくり融資(賃貸住宅)	m²	戸		を記入し <sup>™</sup>	(	ください。
	□ 1.賃貸住宅融資(省エネ住宅) □ 3.まちづくり融資(賃貸住宅)	m²			. m²		
	□ 1.賃貸住宅融資(省エネ住宅) □ 3.まちづくり融資(賃貸住宅)				【その他化	主戸	<b>a</b> ]
	□ 1.賃貸住宅融資(省エネ住宅 □ 3.まちづくり融資(賃貸住宅)	m²	戸				所有者の自宅や借入れの 満たさない小規模住戸等
	□ 1.賃貸住宅融資(省エネ/ 宅) □ 3.まちづくり融資(賃貸付宅)	m²	戸		について記	己載	<b>載してください。</b>
【その他住宅床面積表	£]				店舗や事物		所などの非住宅部分につ
	その他住戸 タイプ名等	1戸当たりの 床面積(a)	戸数 (b)	(2	a) × (b)	以り	`女にす。
質	(記入例) Aタイプ 貸住宅の所有者の自宅等	8 0 0 2 m²	2 0 戸	1 6	0 0 4 0 m²		
Cタイプ	プ (賃貸住宅オーナー住宅)	8 1 5 9 m²	<b>1</b> F		8 1 5 9 m²		
		m²	厂厂戸		m²		
		m²	戸		m²		
		m²	戸		m²		
注1) 非住宅部分については 注2) 賃貸住宅融資(サービス	記載不要です。 双付き高齢者向け住宅)の場合は添付不要です。				2024年4月		



工事監理者又は工事 施工者が記名してくだ さい。

該当工法欄に〇印がある項目の「基準の基準に適合し、「転車機」にでは表現場では、「はさい、「はさいなお、共同建立の場合は、「床の場合は、「床の進力を入れてくだ。」のチェックは、「床のがます。

チェックは不要です。

### 設計登録タイプ以外の場合は、この 書式を使用してください。

現場検査申請書付表

設計登録タイプ以外用

工事内容確認チェックシート(賃貸住宅融資(省エネ住宅))(1/2)

申請者名 賃貸 建男

工事監理者名

(工事監理者がいない場合は、工事監大部

(工事監理者がいない場合は、工事監工者が認えたしてください。)
(申請者が工事監理者と同一の場合は工事監理者網の記名は不要です。)

工事監理者又は工 事施工者が記名して ください。

			B	と世立	法	_	基準の概要	申請者	/
:	基準項目	在来木造	2 × 4	S 造	R C 造	丸太組	基準の詳細は、機構の定める技術基準を確認してください。)	現場 確認欄 ☑	備考
	構造	0	0	0	0	0	・主要構造部を耐火構造とした住宅又は準耐火構造(省令準耐火構造を含む。)の住宅であること。	-	
接 道 住宅の規模 戸建型式 土 台		0	0	0	0	0	・原則として一般の交通の用に供する道に2m以上接していること。	•	
		0	0	0	0	0	・設計検査申請書に記載された住宅の1戸当たりの床面積のとおり施工していること。	•	
		0	0	0	0	0	・一戸建てでないこと(連続建て、重ね建て又は共同建てのいずれかであること。)。		
		0	0	-	-	0	・外壁に接する土台を木造とする場合は次の各号に適合していること。 ・耐久性の称い増種を使用するが3相当以上の防窩・防蟻処理(北海道・青森県はK2相当以上 の防窩処理)を行うこと。 ・土台に接する外壁の下端には木切りを設けていること。		
換気	(設備の設置	0	0	0	0	0	・住宅の炊事室、浴室及び便所に次に掲げるいずれかの設備を設けること。 フ 機械換気設備 4 機気のできる家	•	
配管設備の点検		0	0	0	0	0	(連続建て又は重ね建ての場合) ・ 歩本室に設置される結酔未その他の配管設備(配電管・ガス管を除く。)が仕上げ材等により隠され でいる場合には、配管設備を点検するために必要な開口又は掃除口による清掃を行うために必要 な関口を仕上げ材等に設けること。		
		0	0	0	0	0	(共同後での場合) ・結節後での場合) ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	•	
	区画	0	0	0	0	0	・住宅相互間、住宅と共用館下の間等の区画は、原則として耐火構造又は1時間準耐火構造の界床・ 界壁で区画し、開口部には防火戸を設置していること。	•	
床の遮音構造 (共同建ての場合に限り適用)		0	0	0	0	0	・次の、呼れかに掲げる基準に適合していること。 ただし、サービル台高齢者前し住宅(施設共用型)の場合を除く。 ・蜂筋コンクリート造の対策単板スラブにあっては、厚さ15m以上であること。 ・鉄筋コンクリート造の対策単板スラブにあっては、等価限を対21m以上であること。 ・鉄筋コンクリート造の対策単板スラブを力を行くイスラブ以外の床構造にあっては、重量衝撃音レベルが 連音等級は、Fmax、F65程度の適害性能を有する構造であること。 ・鉄筋コンクリート造の対策単板スラブを大が47ネアブ以外の床構造にあっては、評価方法基準8−1 の3(3)ロの①の4(相当スラブ厚を対11m以上)に適合するものであること。 ・評価方法基準8−1の3(3)のの30mは指しずるそとであること。 ・評価方法基準8−1の3(3)のの30mは指しずる株で表市土場合において、同3の表3に掲げる床仕上 ・ げ構造の重量床衝撃音レベル低減量(以下「ΔL」といます。)に応じ、等級換算スラブ厚が次に掲げる値以上であるもの。  「和」がも近の場合 「両表の(い)の項に掲げる等級のうち3の欄に掲げる値  イ Δ1が30番又は一ち48の場合 「両表の(い)の項に掲げる等級のうち3の欄に掲げる値		/
伯	E宅の規格	0	0	0	0	0	・原則として2以上の居住室並びに炊事室、使所及び浴室があること。	•	/
	断熱構造	0	0	0	0	0	- 次のD又は②の基準のいずれかに適合していること (「工事内容確認チェッケンート(質貨性を融資(省エネ住宅))(2/2)」を提出してください。) ①断熱等性能等級 <sup>69</sup> 以上及び一次エネルギー消費量等級5 <sup>89</sup> 以上の基準に適合していること。 ②トップランナー基準		
憂良な質 度住に適用す を を を を を を を を を を を を を を を を を を さ き る る る る る る る 。 う る る 。 う る る 。 う と る る 。 う と る 。 う と る 。 う と る 。 う と る 。 う と る 。 う と う と う と う と う と う と う と う と う と う	省エネルギー性	0	0	0	0	0	次の①又は②のいずれかに適合していること。  ①BELS評価書による場合  ・BELS評価書が現出され、ZEHーMに関する記載が確認できること。 また、ZEHーM Ready又はZEHーM Orientedの申請にあっては、それぞれの基準に定める適用条件に合致していること。  ②BELS評価書によらない場合 設計・内容取得書、計算結果出力シート、記載図書等の内容が次の全てに適合すること。 ・他教内の各任所が手の手の手の手の手の手の手の手の手の手を受け、に関する基準を除く、に適合していること。 ・は教内の各任所が手の表された様一の表とれる本・消費量が、再生可能エネルギーを用いずに建築物エネルギー消費性能基準に比べる割以上削減されていること。 ・プEH-M Ready又はZEH-M Orientedの申請にあっては、それぞれの基準に定める適用条件に合致していること。 ・プEH-M Ready又はZEH-M Orientedの申請にあっては、それぞれの基準に定める適用条件に合致していること。		
	耐久性·可変性	0	0	0	0	0	・長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号)の規定により 長期優良住宅建築等計画が認定された住宅。 (注)令和4年10月1日改正後の、長期使用構造等とするための措置及び維持保全の方法の基準(平成21年国土交通省音子第209号)に適合するもの。		

該当工法欄に〇印がある項目の「基準の概要欄」に記載の基準に適合していることを確認し、「申請者現場確認欄」にチェックを入れてください。

なお、共同建て以外の場合は、「床の遮音構造」のチェックは不要です。

竣工現場検査申請書(第一面)の「省エネ性能の適用基準」欄の選択項目に対応する基準に適合していることを確認し、チェックを入れてください。

- ※1 「断熱等性能等級」とは、住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)第3条第1項の規定に基づく評価方法基準第5の5-1に定める断熱等性能等級の等級です。
- ※2 「一次エネルギー消費量等級」とは、住宅の品質確保の促進等に関する法律第3条第1項の規定に基づく評価方法基準第5の5-2に定める一次エネルギー消費量等級の等級です。
- ※3 「建築物エネルギー消費性能基準」とは、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号)第2条第1項第3号に規定する基準です。

2024年4月

竣 I

#### 工事内容確認チェックシート(省エネ)(第二面)

設計登録タイプ以外用

設計登録タイプ以外の場合は、この 書式を使用してください。

現場検査申請書付表

設計登録タイプ以外用

#### 工事内容確認チェックシート(賃貸住宅融資(省エネ住宅))(2/2)

私は、竣	工現場検査の申	□請に当たり、次表の基 <sup>2</sup>	<b>準に適合していることを確認しました。</b>		竣工現場検査申請書
基準の概要	4	確認項目 <sup>※1</sup>	確認内容	申請者 現場 確認欄 ☑	(第一面)の「省エネ 性能の適用基準」欄
		断熱材の種類	断熱材の種類、厚さが所定のとおり施工されていること。	•	に関して、実施した事
		断熱材の保管・養生	(繊維系断熱材の場合)断熱材を濡らさないような措置がされていること。		項を確認し、「申請者
		断 然 悔 垣	必要な部位にすき間なく施工されていること。		現場確認欄」にチェッ
	躯体の断熱性能等		必要な部位にすき間なく施工されていること。		クを入れてください。
		床の断熱構造	必要な部位にすき間なく施工されていること。		
躯体		鉄筋コンクリート造等の住宅 の 場 合 に お け る 構造熱橋部の断熱補強	構造熱橋部に断熱補強がされていること。		
開	開口部の		建具の材質・形状、ガラスの種類・構成が所定のとおり施工されていること。		]
部等	断熱性能等		ドアの材質・形状、ガラスの種類・構成が所定のとおり施工されていること。		
係る	開 口 部 の 日射遮蔽措置	ひさし・軒等の状態	ひさし・軒等の形状・寸法等が所定のとおり施工されていること。		
確認			付属部材が所定のとおり設置されていること。		
事項		窓・ドアの仕様	ドアの材質・形状、ガラスの種類・構成が所定のとおり施工されていること。		
	躯体、開口部にお ける省エネ措置	1 囲 風 の 利 用	(省エネ効果を考慮する場合) 通風の利用に係る開口部の面積及び配置が所定のとおりであること。		
			(省エネ効果を考慮する場合) 蓄熱の利用に係る材料の種類、厚さ及び寸法が所定のとおり施工されていること。		
		繊維系断熱材等を 使 用 す る 場 合	設置されていること(屋根・天井、壁、床)。		
	結 露 発 生 の 防止 対 策 <sup>※ 2</sup>	通気層の設置	断熱層等がの外気側に通気層が設置されていること。		
		鉄筋コンクリート造等の住宅	断熱材がコンクリート躯体に全面密着されていること。		
設		暖冷房設備	暖房設備、冷房設備、付属設備等の仕様及び設置状況が所定のとおりであること。		]
備に		換 気 設 備	換気設備の仕様及び設置状況が所定のとおりであること。		]
係る確	設備機器の設置 状況	給 湯 設 備	給湯設備、配管等の仕様及び設置状況が所定のとおりであること。		]
認 事 項		照 明 設 備	照明設備の仕様及び設置状況が所定のとおりであること。		]
24			(省エネ効果を考慮する場合) エネルギー利用効率化設備の仕様及び設置状況が所定のとおりであること。		
<b>*</b> 1	建築物エネルギー	・消費性能基準を確認する場合	ー 合は、住戸部分に加えて共用部分及び非住宅部分の評価対象部位についても確認を行ってく	どさい。ただし、非住宅部分の	

- 建築物エネルギー消費性能基準を確認する場合は、住戸部分に加えて共用部分及び非住宅部分の評価対象部位についても確認を行ってください。ただし、非住宅部分の 床面積が2000㎡以上の場合は、非住宅部分の確認は不要です。
- 当該項目の確認は、断熱等性能等級4の基準を確認する場合に限り実施してください。
- 申請者、工事監理者又は工事施工者は、太粋で囲われたところをチェックスは記入してください。 「所定の」とあるのは、設計図書等に記載されている事項を意味しています。 注1)

2024年4月

# <住宅金融支援機構 賃貸住宅融資ご相談窓口一覧>

窓口	営業エリア	支店所在地	連絡先
北海道支店 まちづくり業務グループ	北海道	〒060-0003 北海道札幌市中央区北3条西4丁目 1-4 D-LIFEPLACE札幌11F	011-261-8305
東北支店 まちづくり業務グループ	青森県、岩手県、宮城県、 秋田県、山形県、福島県	〒980-0811 宮城県仙台市青葉区一番町1丁目 9-1 仙台トラストタワー22F	022-227-5036
- S State SSSIT - Ele	東京都、神奈川県、千葉県、茨城県、山梨県、静岡県	〒112-8570 東京都文京区後楽 1 丁目 4-10	03-5800-8468
地域業務第二部 まちづくり業務グループ	埼玉県、栃木県、群馬県、 新潟県、長野県	〒330-0854 埼玉県さいたま市大宮区桜木町1丁目 11-20 大宮JPビルディング11F	048-650-2204
東海支店 まちづくり業務グループ	岐阜県、愛知県、三重県	〒460-0002 愛知県名古屋市中区丸の内3丁目 23-20 HF桜通ビルディング7F	052-971-6903
近畿支店 まちづくり業務グループ	滋賀県、京都府、大阪府、 兵庫県、奈良県、和歌山県、 富山県、石川県、福井県、 徳島県、香川県、愛媛県、	〒541-0053 大阪府大阪市中央区本町4丁目 3-9 本町サンケイビル13F	06-6281-9266
中国支店 まちづくり業務グループ	高知県 鳥取県、島根県、岡山県、 広島県、山口県	〒732-0822 広島県広島市南区松原町2番62号 広島JPビルディング9F	082–568–8422
九州支店 まちづくり業務グループ	福岡県、佐賀県、長崎県、 熊本県、大分県、宮崎県、 鹿児島県	〒812-8735 福岡県福岡市博多区博多駅前3丁目 25-21 博多駅前ビジネスセンター6 F	092-233-1509

<sup>※</sup>お問合せ・お申込みは上記窓口へお願いします。

【機構ホームページアドレス】 https://www.jhf.go.jp/

<sup>※</sup>営業時間 平日9:00~17:00 (土日、祝日、年末年始を除く。)